**「平成３０年７月広島県豪雨災害義援金」募集要綱**

社会福祉法人　広島県共同募金会

平成３０年７月の台風７号通過後の豪雨により、西日本一帯で甚大な被害が発生しましたが、広島県内においても、大規模な土砂災害、道路の寸断等が発生し、多数の死者及び行方不明者が出ており、また家屋の損壊も多数発生しています。

広島県の１１市４町（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）に災害救助法が適用されました。

広島県共同募金会（以下、本会という）では被災された方々を支援するため、次のとおり義援金の募集を行います。

１．義援金名

　　　平成３０年７月広島県豪雨災害義援金

２．募集期間

　　　平成３０年７月１２日（木）から　**令和４年６月３０日（木）まで** （受付期間延長）

３．受付方法

（１）口座振込み

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金　融　機　関 | 口　座　番　号 | 口　座　名　義 |
| 広島銀行 支店 | 普通 ０６２０９４７ | 社会福祉法人 広島県共同募金会 |
| 〇振込手数料　無料　・全国銀行協会加盟の銀行の窓口での振込手数料が無料扱いとなります。　・ＡＴＭ振込等の場合、所定の手数料が必要となります。 |
|  |
| 金　融　機　関 | 口　座　番　号 | 口　座　名　義 |
| もみじ銀行 支店 | 普通 ３０１３１５５ | 社会福祉法人 広島県共同募金会 |
| 〇振込手数料　無料　・第二地方銀行協会加盟の銀行の窓口での振込手数料が無料扱いとなります。・ＡＴＭ振込等の場合、所定の手数料が必要となります。 |
|  |
| 金　融　機　関 | 口　座　番　号 | 口　座　名　義 |
| 広島県信用農業協同組合連合会　本所 | 普通 ０００４７９１ | 社会福祉法人 広島県共同募金会 |
| 〇広島県信用農業協同組合連合会の取扱店舗については、以下のとおりです。　ＪＡバンク（農業協同組合・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫）の本支店窓口〇振込手数料　無料　・店頭窓口受付分に限ります。ＡＴＭ振込等の場合、所定の手数料が必要となります。 |
| 金　融　機　関 | 口　座　番　号 | 口　座　名　義 |
| 広島信用金庫支店　 | 普通０４７３６６３ | 社会福祉法人 広島県共同募金会 |
| 〇振込手数料　無料　・本支店窓口受付分に限ります。ＡＴＭ振込等の場合、所定の手数料が必要となります。 |
|  |
| 　金 融 機 関 | 口　座　番　号 | 口　座　名　義 |
| ゆうちょ銀行 | ００９６０－５－２３７１３９ | 社会福祉法人 広島県共同募金会 |
| 〇振込手数料　無料　・店頭窓口受付分に限ります。ＡＴＭ振込等の場合、所定の手数料が必要となります。 |

　※ 上記５行へのＡＴＭ及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料となります。

（２）現金書留による義援金の送付

　　宛先　　〒732-0816　広島市南区比治山本町１２－２　広島県社会福祉会館内

　　　　　　　　　　　　　　　　 社会福祉法人　広島県共同募金会

　　　　　　　　※ 宛名のところに「救助用」と明記してください。郵便料金が免除されます。

（３）義援金の持参

　　　広島県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。

４．義援金の取り扱い

　　　広島県、広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部、ＮＨＫ広島放送局等による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分いたします。

５．義援金の課税上の取り扱い

　　　この義援金は、所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

ただし、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、本会の「平成３０年７月広島県豪雨災害義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会までご連絡をお願いいたします。

後日、領収書を発行します。

６．その他

　　　災害義援金のみ取り扱います。救援物資の取り扱いはいたしておりません。

７．問合せ先

社会福祉法人　広島県共同募金会

〒732-0816　広島市南区比治山本町１２－２

ＴＥＬ ０８２－２５４－３２８２　ＦＡＸ ０８２－２５４－１９７５

E-Mail 　kyobo.34@vega.ocn.ne.jp

■ 平成３０年７月１２日施行

　 平成３０年７月１７日改正（第２版）

　平成３０年７月３１日改正（第３版）

　平成３０年８月６日改正　（第４版）

　平成３０年８月２０日改正（第５版）

　平成３０年１２月３日改正（第６版）

　令和元年６月３日改正　　（第７版）

令和２年６月９日改正　　（第８版）

令和３年6月４日改正　　（第９版）